

報道関係者 各位

令和3年2月26日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 大塚 陽太郎

適正化指導専門官 小路 規与

(代表電話) 03(5253)1111(内線)5879

(直通電話) 03(3595)3395

監理団体の許可の取消しを行いました

法務省と厚生労働省は、令和3年2月26日付けで、I B協同組合、三重労務管理協同組合に対し、監理団体の許可の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<監理団体の許可の取消しの内容（詳細は別紙1、別紙2）>

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) I B協同組合（代表理事 谷口利人）
- (2) 三重労務管理協同組合（代表理事 西浦多一）

2 処分内容

[1 (1) に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第37条第1項第1号の規定に基づき、令和3年2月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

[1 (2) に対する処分内容]

技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年2月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

- 別紙1 監理団体の許可の取消しの内容（I B協同組合）
- 別紙2 監理団体の許可の取消しの内容（三重労務管理協同組合）
- 別紙3 参照条文